

第196回国会 農林水産委員会 第16号
平成30年5月22日（火曜日）

　　本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○森林経営管理法案（内閣提出、衆議院送付）

○独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（岩井茂樹君）　ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、森林経営管理法案及び独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、参考人として山梨県早川町長辻一幸君、NPO法人ひむか維森の会代表理事松岡明彦君及び信州大学名誉教授野口俊邦君に御出席いただいております。

（略）

　　それでは、辻参考人からお願ひいたします。辻参考人。

○参考人（辻一幸君）

（略）

○委員長（岩井茂樹君）　ありがとうございました。

　　次に、松岡参考人にお願ひいたします。松岡参考人。

○参考人（松岡明彦君）

（略）

○委員長（岩井茂樹君）　ありがとうございました。

　　次に、野口参考人にお願ひいたします。野口参考人。

○参考人（野口俊邦君）

（略）

○委員長（岩井茂樹君）　ありがとうございました。

　　以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

　　これより参考人に対する質疑を行います。

　　質疑のある方は順次御発言願います。

○進藤金日子君　自由民主党の進藤金日子でございます。

　　本日は、3人の参考人の方々から貴重な御意見を賜りました。参考人の皆様に感謝申し上げたいというふうに思います。

　　山梨県早川町の辻町長様には、先ほどお話をございましたが、本年2月22日に実施しました当参議院農林水産委員会の委員派遣で、現地調査に当たりまして、懇切丁寧な森林管理についてお話しいただきました。改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。移動中のマイクロバスの中でも、本当に辻町長さんの熱弁、そしてまた急斜面での間伐を行っているところと行っていないところの森林の対比、見させていただきました。本当に記憶に新しいところでございます。

　　森林経営管理法案につきましては、衆議院でもう可決されているわけですけれども、参議院でも本会議において質疑がなされて、そして今、本委員会で午前中質疑がなされたというところであります。そうした中で、やはり本法案に対して非常に関係者の关心が高いということが私自身は感じております。それゆえに、疑問や不安の声も多く聞かれるわけであります。

　　質問に入る前に確認しておきたいんですけれども、我が国の森林面積、これは国土面積の約3分の2の約2,500万haあるということでございますけれども、そのうち人工林の面積は約1,000万haであります。この人工林のうち、私有林の面積が約670万haでありまして、この670万の約3分の1の220万haはもうこれ既に森林経営者に集積、集約化されているということでございます。220万haはもう既に集積、集約化されている。

　　そして、その中で、主にこの本法案の狙いのところになるのは、この670万haのうちの3分の2、残りの450万ha、この部分が主にこの本法案が動いていくところなんだろうというふうに思うわけでございますけれども、この450万haのうちの、これ長期的に見て、約210万ha、これは傾斜等の自然条件に照らして林業経営に適さないと見込まれる森林だということでございまして、これは市町村が経営管理権を持って、市町村自ら間伐等を実施して、将来的に複層林化を図っていくということを狙っている。

　　ただ、これはもう体制も財源もなかなかしっかりしていないということで、そこに森林環境税、これ仮称でございますけれども、そこを充てていくということとなわけであります。この森林環境税、辻町長さん、これ数年間相当議論して、今までなってきたということでございますが、今日も大会開かれたということでございますが、そこに使っていくといふことであります。



　　整理させていただきますと、約670万haの私有人工林のうちの約220万haは、もうこれは既に一生懸命頑張っておられる林業経営体、集積、集約化されている。残りの450万haのうち約210万ha、これは市町村が主体的に管理していただく。その代わり、ここ部分には森林環境税、仮称を充てて、そして財源と、それから県にも行きますから、県も含めてその財源の中で技術支援をやっていこう、市町村にも技術支援をやっていこうというようなことを今検討されているというふうに認識しているわけであります。そして、残りの240万haについて、市町村が経営管理権を持って、民間事業者に経営管理実施権を設定するというのが今回のこの法案の中身であります。

　　そういうことを前提にして、質問に入らさせていただきたいというふうに思います。

　　いろいろな不安、懸念の中に、本法案が成立して施行されれば、過剰な伐採が進んで植林が追いつかず、山に木がなくなるんじゃないかと、言葉は悪いですけれども、いわゆる丸裸の山が出てくるといったような新聞報道もあるわけであります。多分、この懸念は、経営管理権を持つ市町村が民間事業者に経営管理実施権の設定を行って、意欲と能力のある民間事業者が経済的要因のみで木を伐採して、植林することな

んかないとどううというような心配のこととして今出てきているんだろうなというふうに思うわけですが、この今私が申し上げたような懸念、心配についてどのように参考人の皆様方は考えられるのか、辻参考人、松岡参考人、野口参考人の順に御意見をお聞かせいただければと思います。

○参考人（辻一幸君） 今、進藤先生が、この制度によって過剰な伐採が行われるんじゃないかというお話ですけど、私、地元を考えながら一般的な林業を広く考えてみたときに、そういう心配は今の時点では少なくとも心配する必要は全くない。むしろ、放置されている、先ほど進藤先生が説明していただいた、手を入れなければならぬ森林が、全国にそれだけの森林が所有しているわけですので、これをどういうふうに手を着けていくかということが全く今まで野放しの状態であっただけに、これへまず手を着けていくということが自治体の考え方で今日まで来ているわけですので、そういう点からしたら、過剰伐採ということは考えられないと思います。むしろ、育成しながら森林の整備に努めていくこと、放置林野が多くなっている中でこれへどういうふうに手を着けようかということがやはり地域の課題、地方の課題であるというのが現在のテーマだと思います。

○参考人（松岡明彦君） 意欲と能力のある林業経営体というのが今度選定されることになると思うんですけども、ほかの県はよく分かりませんけれども、宮崎県においては恐らく選定される基準において、我々がやっております責任ある素材生産事業体の認証制度、これが選定の中の重要な項目の一つになるであろうというふうに私は考えているんですけども。

経営を委託された場合、はっきりとした経営の方針、内容を見える化するといいますか、分かるようにすれば、必ず再造林もする、再造林しないと皆伐はできませんよというような縛りを付ければ、かえって数字もどれぐらいの面積があって、どれぐらいの量があるかというのもはっきりしますので、かえってその伐採は、何ですか平準化されるといいますか、そういうふうになるような気がします。

○参考人（野口俊邦君） 今の御質問ですけれども、旧来の素材生産業者のある性格というものには、材を求めて、つまり伐期に達した山を求めて、あちこちにそれを探し求めて伐採をして、また一定のところを移動していくと。言わばこの採取林業的な形を行うというのが、育成林業ではなくて採取的林業をやるというのが素材業者の言わば特性であります。

したがって、旧来はどうだったかというと、素材生産業者が伐採する、後の植林から保育の過程は個人で行うか、その後、基本法以降は森林所有者が個人から請け負いながらやっていくという姿を取ってきておりまして、そういう意味でい

えば、いまだに素材生産業者が新植、保育という長いスパンを担ってきたという実績はほとんど、まあもちろんありますよ、林業会社的なものがないわけではありませんけど、そういうところは一般的ではありません。したがって、もしさういうイメージを持たれるのであれば、かなり限定して、それが相当義務付けられることが必要なのか。

あるいは、要するに切り逃げは、逃げていくのは駄目だという形になると、採算性の面で今林業で何が不採算かといえば、植林から保育までha当たり大体2百数十万掛かる。ところが、実際売るのはそれより安いという、つまり今マイナス金利の状態になっているのを補助金で辛うじてもっているというのが実態であります。

そういう点であれば、素材業者がその後のことまでずっと、再造林も含めて保育もしてということをもし義務付けられるとすれば、これは決してうまい産業ではなくなっちゃうんですね、素材業者にとっては。ですから、切るものを中心で専門に考えてきた人たちに次の後の体制まで考えろということになると、これはかなり逆にしんどいことなのかなという感じはいたします。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

次に、森林経営管理法案の成立、施行によりまして、いわゆる自伐林業を営んでおられる方々などの比較的小規模な林業経営者、この人たちは排除されるんじゃないかというような、そういった懸念の声も聞かれるわけでございますが、この点についてどのようにお考えなのか、3人の参考人の方々、また同じような順番でお願いいたしたいと思います。

○参考人（辻一幸君） 排除されるじゃなくて、むしろしっかりした管理体制の中でそこを救っていかないと、非常にその個人の所有面積というのは平均して見ても小さい面積が多過ぎるわけですよ。だから、そこに個人が手が着かないという現実が、今はですね、やっぱり投資ができないという現実がある中で、これを管理して守ってやり、森林の整備をしていくということが自治体の使命、公的な使命であるというように私どもは解釈をしております。

それから、早川町の私有林の実態ですけど、先生、私有林は町面積の約50%ぐらいなんです。そのうちの15, 800haぐらいが私有林なんですけれども、人工林で手を着けたところが約6, 000ha、そして天然林で地形的にも手が着かないところが9, 600haぐらいあるわけです。人工林の面積というのは私有林の中で38%に早川町はなるわけですから、これが問題なのは、ずっと長いこと6, 000haのうち未実施、森林所有者が手が着けられなくて、植えて植えつ放しという面積が早川町には6, 000haもあるということです。これが今の民有林の森林所有者の実態だとしたら、これをどうにかしていかないことには、日本の森林の6割にも当たるようなものがもし全国にあるとしたら、これが森林の荒廃を招き、地球温暖化を促進しているし、災害の引き金になっていくしという実態がここにあると考えていいと思います。

この管理を、零細とはいいながらも町が行政の範囲の中で



手を着けていくことがこれから経営管理の私は法案であってしかるべきだなということを感じます。.

○参考人（松岡明彦君） 小規模な自伐林家ということですけれども、自伐林家というのの定義がよく私分からないんですけれども、私が思っている自伐林家というのは、自分の山を自らが作業して林業経営をやっているということでよろしいんでしょうか。.

今の状態でも、自分の山をするわけですから、そのままで自伐林家の方は今までどおりやっていかれれば問題ないと思うんですけども。.

以上です。.

○参考人（野口俊邦君） 伐採の仕方は、純然たる自伐林家で、自分で育てて自分で切ってという。ただ、この自伐林業というのはなかなか、間伐段階までは可能ですかけども、数十年生の主伐までになるとやはりそんなに簡単なことではないと。したがって、自伐という中には自らの責任で、例えば業者に委託するとかいうことも含めないと、自分のところに機械を持っていてそれで切ってしまって全て完結するという体制はなかなか難しいのかなという気がします。.

ただし、それを排除するかどうかというのは、何か答弁の中でも、参議院のときの答弁の中でもそれを排除しないといふふうになっています。ただ、これ法律というのは微妙なものでありますし、そういうふうに言われても、その後、例えば素材生産業者のある一定の標準なものが一つの実行主体といふふうになっていけば、それよりも生産性が落ちるとかということになると、それはやっぱり競争の論理の中で排除される危険性もあるということなので、そこに入っているか入っていないか、今考えているか考えていないかというだけで法の実態は違ってくるんじゃないかというふうに理解しています。.

○進藤金日子君 3人の参考人の方々、本当ありがとうございます。もう少し時間あれば素材生産業者、今日は松岡さん来られていますから、その辺をお聞きしたかったんですが、ちょっと時間が参りましたので私の質問を終えさせていただきたいと思います。.

どうもありがとうございました。.

（以下略）